

第六次蔵王町長期総合計画・第3期蔵王町まち・ひと・しごと  
創生総合戦略策定支援業務 公募型プロポーザル実施要領

**1 業務概要**

(1) 件名

第六次蔵王町長期総合計画・第3期蔵王町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務

(2) 業務の目的

別紙「第六次蔵王町長期総合計画・第3期蔵王町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務仕様書」のとおり

(3) 業務内容

別紙「第六次蔵王町長期総合計画・第3期蔵王町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務仕様書」のとおり

(4) 業務期間

契約締結日から令和10年3月31日まで

(5) 提案上限額

提案上限額については、2年間総額で2,000万円(税込)とする。ただし、各年度における支払い限度額は次のとおりとする。

令和8年度	1,000万円(税込)
令和9年度	1,000万円(税込)

**2 実施形式及び採用理由**

(1) 実施形式

公募型プロポーザル形式

(2) 採用理由

価格のみによる競争では、目的を達成できない業者が選定されるおそれがあることから、専門的な知識・経験を有する業者からの提案を受け評価した上で、受託候補者を選定するため。

**3 参加条件**

(1) 参加資格

参加資格を有する者は、次に掲げる全ての要件を満たす者であること。

ア 本件に係る提案書の提出期限日において、本町の入札参加登録を受けている者であること。

イ 本件に係る提案書の提出期限日において、本町の指名停止期間中又は入札参加資格停止中でないこと。

ウ これまでに宮城県内の他自治体で総合計画策定等に関する業務の受託実績を有する者であること。

エ 宮城県内に本店、支店又は営業所を有し、本町の求めに応じて速やかに蔵王

町内の指定する場所に来訪することが可能な者であること。

オ 参加表明書提出期限の日以降において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者ではないこと。

## （2）欠格事由

次のアからエまでのいずれかに該当する場合は参加資格を失う。なお、資格要件確認のため、関係機関に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又は暴力団員

イ 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な関係のある法人又は個人

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人又は個人

エ アからウまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人

## 4 募集内容

### （1）募集方法

掲示場及び町公式ホームページで公募する。

### （2）参加表明及び企画提案書の提出

ア 提出書類

- |                                  |     |
|----------------------------------|-----|
| （ア）プロポーザル参加意思表明書（様式第1号）          | 1部  |
| （イ）会社概要調書（様式第2号）                 | 1部  |
| （ウ）業務実績書（様式第3号）                  | 1部  |
| （エ）企画提案書（A4サイズ、横、任意様式）           | 11部 |
| （オ）業務体制表（様式第4号）                  | 11部 |
| （カ）業務工程表（任意様式）                   | 11部 |
| （キ）参考見積書及び明細書（A4サイズ、縦横問わない、任意様式） | 1部  |

イ 留意事項

（a）上記ア（ウ）業務実績書には、過去10年間における宮城県内自治体における総合計画等の受託実績を1件以上記載すること。

（b）上記ア（エ）企画提案書の作成に当たっては、別紙「第六次蔵王町長期総合計画・第3期蔵王町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務仕様書」及び「評価基準」（後述）を踏まえるとともに、以下に留意すること。

①第六次蔵王町長期総合計画（前期計画）の策定支援に関すること

- ・総合計画と総合戦略の一体化方法について、具体内容を提案すること。
- ・地方創生に関する最新情報や国などの動向・指針等、社会情勢を踏まえた提案とすること。

- ・新たな計画の目標設定、評価検証方法についても、具体内容を提案すること。

②現計画の評価、検証、課題の整理に関すること

- ・町民意識調査及び行政評価等の結果並びに総合戦略で設定した指標の達成度等を基に現計画の評価について、方針内容を説明すること。

③意見集約に関すること

- ・女性、若者、子育て世代等、様々な世代を対象とした意見聴取方法や参画の手法について、具体内容を提案すること。

④総合計画の編集デザインに関すること

- ・町民が親しみやすいデザインについて、具体内容を提案すること。

⑤その他

- ・文字サイズ11ポイント以上、表紙・目次を含まずにページ番号を付けること。

- ・ページの上限は30ページで、基本はA4サイズ横（片面）で1ページとしてカウントする。

- ・企画提案書の提出は正1部、副10部及びCD-R又はDVD-R (Word、PowerPoint 等)を1枚とする。正1部には申請者名を記載し、副10部には申請者名等、申請者が分かるような記載はしないこと。なお、提出後の差替えは原則認めない。

(c) 上記ア(オ)業務体制表及び(カ)業務工程表には申請者名等、申請者が分かるような記載はしないこと。

ウ 申込期間

令和8年6月17日（水）午前9時～ 令和8年7月15日（水）午後5時

エ 提出方法

持参又は郵送とする。

持参の場合、土日及び祝日を除き、各日午前8時30分から午後5時までを受付時間とする。なお、郵送の場合、配達証明付書留郵便とし、提出期間内での必着を有効とする。

オ 提出場所

蔵王町まちづくり推進課まちづくり推進係（蔵王町役場本庁舎2階）

(3) 企画提案に係る質問の受付

ア 提出書類

質問書（様式第5号）

イ 受付期間

令和8年6月17日（水）午前9時～ 令和8年7月1日（水）午後5時

ウ 提出方法

蔵王町まちづくり推進課まちづくり推進係（machidukuri@town.zao.miyagi.jp）あて電子メールで送付すること。

エ 回答方法

町公式ホームページで公開する。

#### (4) その他の留意事項

ア 本プロポーザルに係る書類の作成に関する費用は、応募事業者の負担とする。

イ 提出された書類は、本プロポーザルに係る業務に使用する場合に限り、必要に応じて複写する場合がある。

ウ 書類の提出期限後において、書類の追加・修正・変更等は認めないものとする。ただし、審査に必要と認められる場合は、資料の追加提出を求めることがある。

エ 提出された書類は、審査の結果に関わらず一切返却しない。

オ 提出された書類は、提案者の承諾なしに他に利用することはない。

## 5 審査概要

### (1) 審査委員会

ア 第六次蔵王町長期総合計画策定支援業務公募型プロポーザル審査委員会

イ 委員構成9名

(ア) 副町長

(イ) 総務課長

(ウ) まちづくり推進課長

(エ) 町民税務課長

(オ) 保健福祉課長

(カ) 農林観光課長

(キ) 教育総務課長

(ク) 議会事務局長

(ケ) 企画審議会長

ウ 内容

審査委員会による2段階方式により評価する。評価基準に基づき、提案者から提出された書類及びプレゼンテーションの内容について、提案評価、価格評価及び業績評価の3つの観点から総合的に評価を行い、総合評価点の高いものから順に優先交渉権者及び次点候補者とする。

エ 会議の公開

審査委員会の会議及び審査は非公開で行うものとする。

## 【評価基準】

◎下記の【評価基準】に基づき、次の5段階で評価するものとする。

- A：非常に適している（配点×1.0）
- B：やや適している（配点×0.8）
- C：標準的に適している（配点×0.6）
- D：やや課題がある（配点×0.4）
- E：課題がある（配点×0.2）

### 1. 提案評価（委員1人当たり）

評価項目		評価の着目点・判断基準	配点	参考資料
業務実施体制 【10点】	実施体制 【10点】	ノウハウを活かし、業務の適正な履行が可能な業務執行体制となっているか。	10	業務体制表 (様式第4号)
企画提案 【90点】	第六次総合計画（前期計画）の策定支援 【35点】	総合計画と総合戦略を一体化する方針・考えは明確かつ適切か。	10	企画提案書 (任意様式)
		地方創生に関する最新情報や国などの動向・指針等、社会情勢を踏まえた提案となっているか。	10	
		本町の地域特性を十分に考慮し、これまでの計画の評価及び検証結果に対する積極的な助言やノウハウの提供、きめ細やかな支援を得ることができるか。	15	
	現計画の評価、検証、課題の整理 【10点】	課題の整理分析に関して効果的な実施方法、新たな目標設定・取組方針が具体的かつ分かりやすく提案されているか。	10	企画提案書 (任意様式)
	基礎調査の検討、実施及び分析 【35点】	人口の変化が地域の将来に与える影響を的確に分析し、目指すべき将来の方向及び課題の抽出までのプロセスが明確に提案されているか。	10	企画提案書 (任意様式)
		女性・若者等の意見を取り入れる方法や参画手法等、今後の地方創生の取り組みの視点となる意見集約が可能な提案となっているか。	15	
集約した意見の整理分析、対応方針は明確かつ適切か。		10		

	その他支援 【10点】	分かりやすく町民に伝わる計画書案の本編・概要版の構成や体系、デザインについて、策定に携わった自治体の事例等を踏まえて具体的に提案されているか。	10	企画提案書 (任意様式)
小計①			100	

2. 価格評価（1提案者当たり） ※事務局で評価を行う

評価項目	評価方法	配点	参考資料
見積金額 【70点】	最低価格の者を70点とし、次点以降は70点に最低価格を当該価格で除したものを乗じ算出。 (小数点以下は、四捨五入) 【例】最低価格500万円、次点550万円の場 合 $70点 \times (500万円 \div 550万円)$ $= 63.63 \div 64点$	70	参考見積書 及び明細書 (A4サイズ)
小計②		70	

3. 業績評価（1提案者当たり） ※事務局で評価を行う

評価項目	評価方法	配点	参考資料
業務実績 【30点】	過去10年間の業務実績件数に6点を乗じ算出。 上限を30点とする。 【例】業務実績件数3件の場合 $3 \times 6点 = 18点$	30	業務実績書 (様式第3号)
小計③		30	

合計	小計①×9委員 + 小計② + 小計③ = 1,000
----	-----------------------------

(2) 1次審査（書類選考）の内容

ア 実施日時及び場所

日時：令和8年7月21日（火）

場所：蔵王町役場（詳細は別途連絡）

イ 出席者

1次審査においては出席を求めない。

ウ 審査方法

(ア) 審査委員会が【評価基準】に基づき1. 提案評価の評価を行う。

- ①提案評価：委員1人当たり100点満点、委員9人で900点満点  
(イ) 既定の評価点以上の参加申込者の中から、上位5者程度を選定し、2次審査の審査会への参加を要請する。ただし、参加申込者が5者以下の場合  
は、全ての申込者を2次審査の対象とする。

### (3) 2次審査（審査会）の内容

#### ア 実施日時及び場所

日時：令和8年8月4日（火）（変更する場合は別途連絡）

場所：蔵王町ふるさと文化会館（詳細は別途連絡）

#### イ 出席者

1 提案者3名以内とし、オンライン参加は不可とする。

#### ウ 実施時間

1 提案者につき30分程度（提案説明20分以内、審査委員から提案者への  
質疑と応答10分程度）。事前準備、片付けに係る時間は含まない。

#### エ プレゼンテーションの順番

企画提案書を提出した順番とする。

#### オ 準備物等

(ア) プロジェクター、スクリーン及びHDMIケーブルは町で準備する。

(イ) 説明用の資料をWord、PowerPoint等で作成し、パソコン等必要な機器  
は持参すること。

(ウ) 説明用資料は、提出された企画提案書と同内容のものとし、審査会から  
の求めがない限り、加筆や修正、追加で資料を配付することはできないも  
のとする。

#### カ 審査方法

(ア) 全ての提案者からのプレゼンテーションと質疑応答の終了後、各審査委員  
は評価基準に基づき、総合的に評価・審査を行う。

①提案評価：委員1人当たり100点満点、委員9人で900点満点

②価格評価：1提案者当たり70点満点（※事務局で評価を行う）

③業績評価：1提案者当たり30点満点（※事務局で評価を行う）

⇒ 総合評価点：1,000点満点

(イ) 企画提案書等に【評価基準】に基づく記載がなく、かつプレゼンテーシ  
ョンにおいても説明がない、又は説明内容が実施要領に合致せず、かつ代  
替案の説明もない評価項目は0点とする。

(ウ) 各審査委員の審査結果を集計後、総合評価点の高いものから順に優先交  
渉権者及び次点候補者を決定する。

(エ) 審査の結果、最高総合評価点の者が2提案者以上ある場合は、参考見積  
が安価な者から順に優先交渉権者及び次点候補者を決定する。また、参考  
見積の額が同額だった場合は、審査委員の合議の上で優先交渉権者及び次

点候補者を決定する。

(オ) 審査の結果、最低評価点（総合評価点の合計が7割を超えていること）を満たしている場合に限り、優先交渉権者として決定する。

#### **(4) 審査結果の通知・公表**

ア 審査結果は、審査会終了の翌日から10日以内に、審査の対象となった事業者あてに通知する。

イ 優先交渉権者の名称、所在地及び総得点、その他事業者の総得点（名称は非公開）を町公式ホームページで公表する。

### **6 優先交渉権者との協議**

審査の結果、優先交渉権者は町と仕様及び価格等の細目について協議を行うものとする。この場合、町は必要に応じて優先交渉権者の提案に対し、提案内容の趣旨を変更しない範囲において修正を求めることができるものとする。ただし、優先交渉権者との間で協議が整わない場合は、次点候補者と協議を行うものとする。

### **7 契約の締結**

町と優先交渉権者との協議が整った場合、蔵王町財務規則(平成7年蔵王町規則第7号)に基づき随意契約を締結する。なお、契約については、提案内容と町の意向について優先交渉権者と協議調整を行った上で締結する。

### **8 失格事項**

次のいずれかに該当する場合は、失格若しくは無効とする。

- (1) プロポーザル審査委員に直接又は間接を問わず接触を求めた場合
- (2) 審査の公平性の確保に影響を及ぼす行為があったと認められる場合
- (3) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載をし、その他不正の行為をした場合
- (5) 応募者が2つ以上の提案書を提出した場合
- (6) 応募者が他の応募者の代理をした場合
- (7) プレゼンテーションの指定した時間に遅れた場合、又は出席しなかった場合
- (8) 事業費の上限金額を超えた参考見積書を提出した場合
- (9) その他、審査委員会が社会通念に照らし失格に当たる事由があると認める場合

### **9 その他**

- (1) 本事業において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

- (2) プロポーザル参加意思表明書がその提出期限までに到達しなかった場合は、企画提案書を提出することはできないものとする。
- (3) 応募に要する全ての費用は、応募事業者の負担とする。
- (4) 町は、提出者に無断で、提出された企画提案書を提案資格の確認及び企画提案書の特定及びその結果の公表以外の目的に使用しない。
- (5) 提出書類に虚偽の記載をし、その他不正な行為をした場合は、その者に対して指名停止その他の措置を講じることがある。
- (6) 提案に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等の法令によって保護される第三者の権利の対象になっている物品、施工方法等を使用した結果生じた責任は、原則としてその提案を行った参加事業者が負うものとする。
- (7) その他定めのない事項については、町が定める手続きに従うものとする。

## 10 スケジュール

全体スケジュールと候補者決定までの手順

番号	実施予定日	内容
1	令和8年6月17日(水)	公告日
2	令和8年7月1日(水)	質問書提出期限
3	令和8年7月8日(水)	質問書回答予定日
4	令和8年7月15日(水)まで	参加意思表明書・ 企画提案書の提出期間
5	令和8年7月21日(火)	1次審査実施日
6	令和8年7月22日(水)	1次審査結果通知
7	令和8年8月4日(火)	プレゼンテーション実施日
8	令和8年8月上旬	最終審査結果通知
9	令和8年8月下旬	契約